

皆様、こんにちは。文部科学省総合教育政策局で国際教育課長を仰せつかっております北山と申します。この国際教育課ですが、かつては初等中等教育局内に置かれていたところ、2年前の10月にいくつかの課に別れて業務を所掌していたのですが、この10月の文科省の組織再編に伴い、総合教育政策局に国際教育課として新たに設置されたものです。この課では日本人学校等の在外教育施設に対する支援や高校生の国際交流に関する事務のほか、帰国児童生徒や外国籍の児童生徒などの日本語指導を必要とする児童生徒に対する教育に関する事務を担当しています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く～
学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

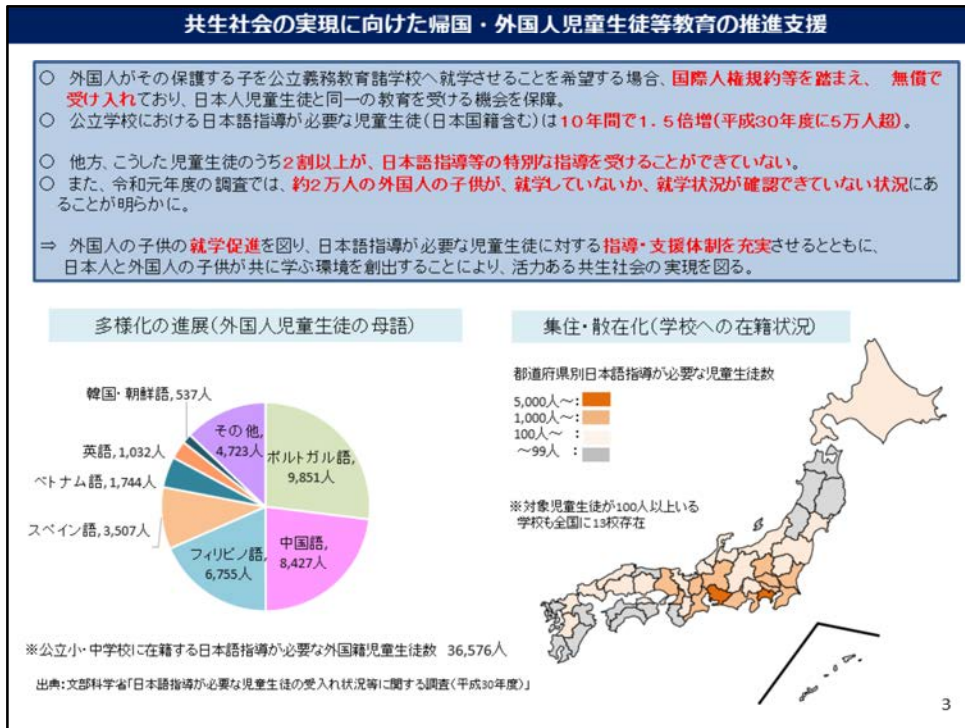
外国人児童生徒等の教育の現状

2

本日のシンポジウムのテーマは高等学校段階の生徒に対する支援ということになりますが、私からは全体像として、義務教育段階も含めた外国人児童生徒等の現状や課題、文部科学省の施策などについて説明させていただきます。

はじめに、文部科学省が実施している調査に基づくデータについて簡単にご紹介します。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く～
学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

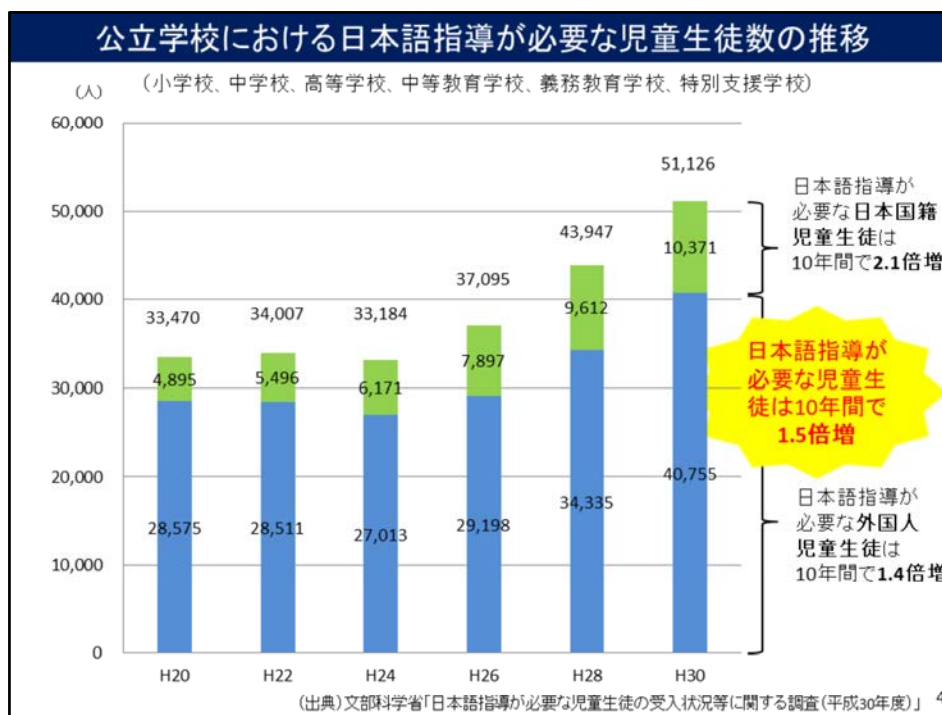


外国籍の学齢期の子供の教育については、保護者が公立義務教育諸学校への就学を希望する場合、国際人権規約や児童の権利に関する条約を踏まえ、受け入れを行っています。受け入れの際には授業料は無償、教科書も無償、必要に応じて就学援助を受けられるなど、日本人の児童生徒と同じ「教育を受ける機会」を保障しています。

しかしながら、外国人児童生徒の学校での受け入れに関しては、課題もあります。

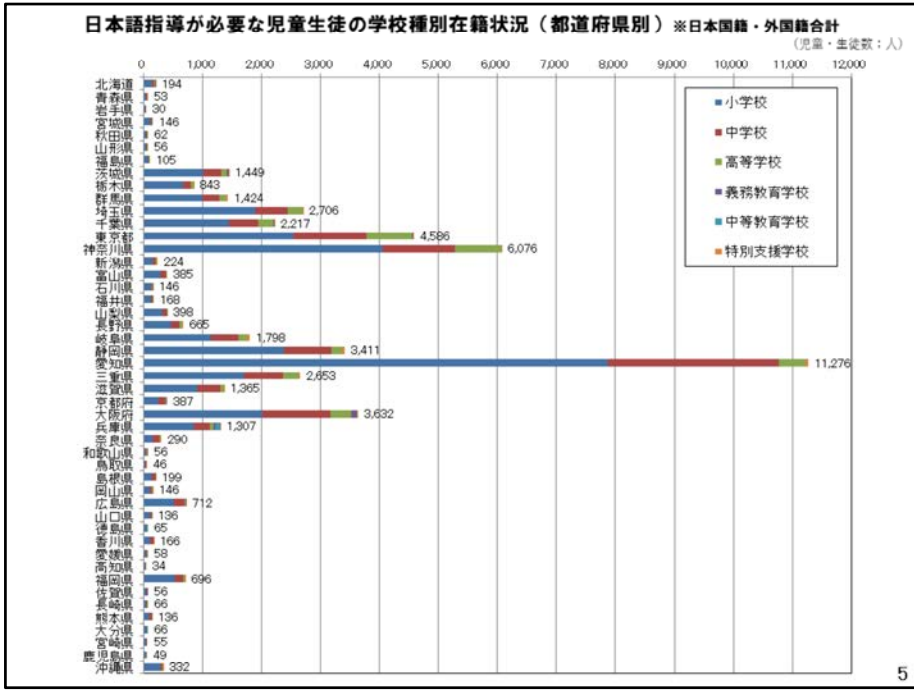
上の枠囲いにあるとおり、公立学校において日本語指導が必要な児童生徒は10年間で1.5倍に増え、5万人を超えました。その中で2割以上の児童生徒が日本語指導等の特別な指導を受けることができていません。次に左下の円グラフをご覧ください。文科省では平成3年度から「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」を行っています。直近の調査結果となる平成30年度版の結果によると、日本語指導が必要とされる外国籍児童生徒36,576人の母語は、ポルトガル語・中国語・フィリピン語・スペイン語で3/4を超えていますが、13%程度にあたる「その他」の児童生徒の母語が多様化しているなど、様々な背景の児童生徒がいるようになっています。また、右下の日本地図に示されるとおり、そのような児童生徒の都道府県の在籍状況を見ると、集住している県がある一方で散在している県も出てきており、日本全国で様々なやり方での対応が求められるようになってきています。なお、注意書きにあるとおり、日本語指導が必要な児童生徒が100名以上在籍している学校は全国に13校、存在しています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
 ～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

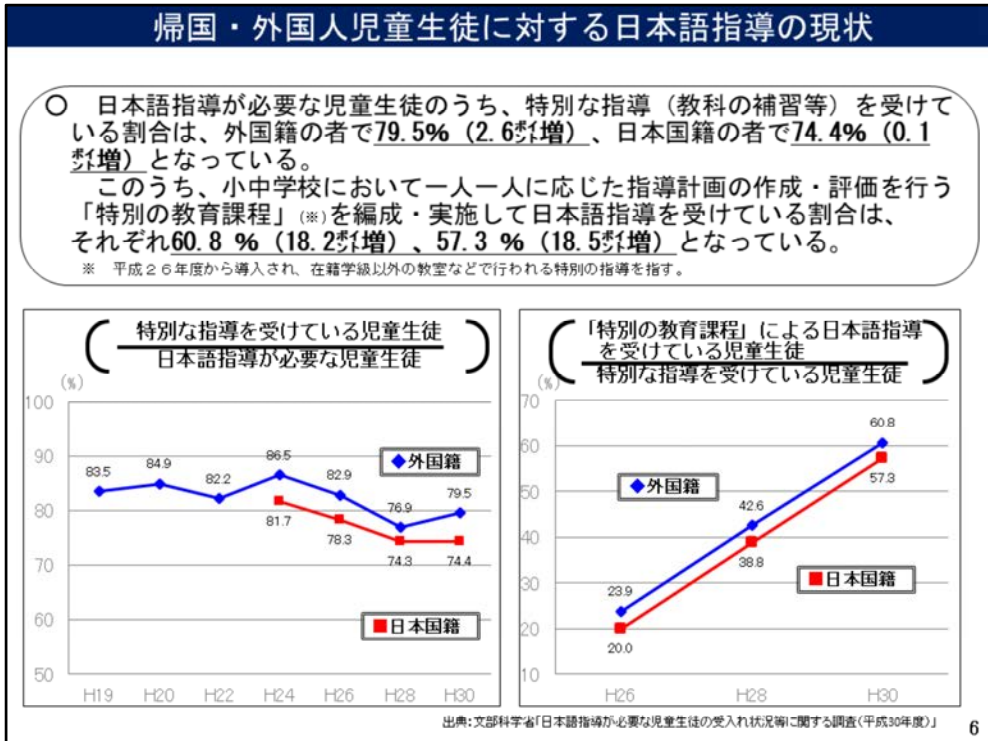


先ほど「公立学校において日本語指導が必要な児童生徒は10年間で1.5倍に増えました。」と申し上げましたが、その内訳です。日本語指導が必要な児童生徒のうち、外国籍の人数が青い部分日本国籍の人数が緑の部分です。日本国籍の増加率のほうが顕著になっていますが、ここには海外で育った後に帰国した子供のほか、国際結婚家庭の子供や両親が日本国籍に帰化した家庭の子供が含まれているものと考えられます。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く～
 学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～



このスライドは、さきほど日本地図で示した都道府県ごとの日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を、グラフにしたものです。愛知県の在籍人数が最も多く、これに神奈川、東京、大阪、静岡が続いています。



これらの児童生徒がどのような指導を受けているのか、を示しているのがこのスライドです。左下の枠囲い中の折れ線グラフは、日本語の指導や教科の補習など、何らかの特別な指導を現に受けている児童生徒が、日本語指導が必要な児童生徒全体の中に占める割合です。平成30年度時点では、外国籍・日本国籍ともに8割前後にとどまっており、2割強の児童生徒はそのような指導を受けられていません。

右側のグラフは、特別な指導を受けている8割の児童生徒のうち、学校が編成した「特別の教育課程」において指導を受けているものの割合です。平成30年度時点では6割前後となっています。平成26年度に制度化された「特別の教育課程」において指導を受ける児童生徒は急激に増えていることにはなりますが、依然として4割程度の児童生徒が手厚い指導を受けることができないという実態があります。指導を必要とする児童生徒すべてが適切な指導を受けられるような環境が必要であり、更なる施策の充実が必要と考えています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

| 外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値) | | | | | | | | | |
|--|------------|--------------------|--------|--------|---------------|-------------|----------|--------|-----------------------------|
| 調査基準日:原則として令和元年5月1日 | | | | | | | | | |
| (1) 就学状況の把握状況 | | | | | | | | | |
| I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人) | | | | | | | | | |
| II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表) | | | | | | | | | |
| III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。) | | | | | | | | | |
| 区分 | 住民基本台帳上の人数 | 市町村教育委員会から報告のあった人数 | | | | | | 計(人) | (参考) (※3) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人) |
| | | 就学者数 | | ③ 不就学 | ④ 出国・転居(予定含む) | ⑤ 就学状況確認できず | 計(人) | | |
| ①義務教育諸学校 | ②外国人学校等 | | | | | | | | |
| 小学生相当計 | 87,033 | 68,237 | 3,374 | 399 | 2,204 | 5,892 | 80,106 | 6,960 | |
| (構成比) | | (85.0%) | (4.2%) | (0.5%) | (2.8%) | (7.4%) | (100.0%) | | |
| 中学生相当計 | 36,797 | 28,133 | 1,649 | 231 | 813 | 2,766 | 33,592 | 3,223 | |
| (構成比) | | (83.7%) | (4.9%) | (0.7%) | (2.4%) | (8.2%) | (100.0%) | | |
| 合計 | 123,830 | 96,370 | 5,023 | 630 | 3,017 | 8,658 | 113,698 | 10,183 | |
| (構成比) | | (84.8%) | (4.4%) | (0.6%) | (2.7%) | (7.6%) | (100.0%) | | |

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍しているが、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

このスライドは新しい調査の結果です。

外国籍の学齢期の子供も希望すれば公立学校で受け入れているのですが、希望が示されなかったりすることで就学していないケースも多いのではないか、とのご指摘が以前からありました。そこで、文部科学省において令和元年度に、初めて全国的な調査を行いました。その結果がこちらです。

表の一番下の欄を左からご覧いただければ、と思いますが、令和元年5月時点で住民基本台帳に登録されている小学生相当、中学生相当の外国籍の子供は約12万4千人。そのうち、義務教育諸学校や外国人学校に就学している子供は約10万人。他方、「不就学」が630人、「就学状況確認できず」が8,658人、住民基本台帳上の人数との差が10,183人、となっており、合わせて19,471人、約2万人が、就学していない可能性があったり、就学状況が確認できていないということが明らかになりました。この中には、外国人学校に就学していたり、調査の後に公立学校に就学した子供が含まれている可能性もありますが、そもそも、外国人の子供の状況が把握しきれていない、という点が課題であり、すべての子供について就学状況を確認できる体制を構築することが必要です。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

| 平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況 | | | |
|---|--------------------|---|----------------|
| <small>※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。 <small>※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。</small> </small> | | | |
| 1. 中途退学率 | | | |
| | 在籍している生徒数 | 中途退学した生徒数 | 中途退学率 |
| 日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く) | 3,933 | 378 | 9.6% |
| 全高校生等(特別支援学校の高等部は除く) | 2,295,416 (※1) | 28,929 (※3) | 1.3% |
| 2. 進路状況 | | | |
| ①進学率 | | | |
| | 高等学校等を卒業した生徒数 | 高等学校等を卒業した後大学や専門学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数 | 進学率 |
| 日本語指導が必要な高校生等 | 704 | 297 | 42.2% |
| 全高校生等 | 750,315 (※2) | 533,118 (※2) | 71.1% |
| <small>(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む</small> | | | |
| ②就職者における非正規就職率 | | | |
| | 高等学校等を卒業した後就職した生徒数 | 高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数 | 就職者における非正規就職率 |
| 日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ) | 245 | 98 | 40.0% |
| 全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ) | 158,135 (※2) | 6,746 (※2) | 4.3% |
| ③進学も就職もしていない者の率 | | | |
| | 高等学校等を卒業した生徒数 | 高等学校等を卒業した後進学・就職(帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く) | 進学も就職もしていない者の率 |
| 日本語指導が必要な高校生等 | 704 | 128 | 18.2% |
| 全高校生等 | 750,315 (※2) | 50,373 (※2) | 6.7% |
| (出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」 | | | |

次に、高等学校段階の日本語指導が必要な生徒の状況についてです。日本語指導が必要な高校生は中退率が高いのではないかとことが従前より指摘されてきました。そこで、平成30年度の「受入れ状況調査」では調査項目を追加し、平成29年度中の日本語指導が必要な生徒の中退や進学等の状況についても調査しました。その結果がこちらのスライドです。

表の各項目が2段に分かれていますが、上段は日本語指導が必要な高校生の人数や割合、下段は高校生全体の人数・割合です。日本語指導が必要な高校生の中退率は高校生全体の割合よりも高く、大学・専門学校等への進学率は低い、卒業後に就職した生徒に占める非正規の就職の割合は高く、進学も就職もしていない卒業生の割合も高い、という状況が明らかになりました。高等学校段階の支援の重要性が示された調査結果となっています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

| 公立高等学校における受入れ「令和2年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」結果から | | | | |
|--|--------------|---|------------------------|------------------------|
| ①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について | | | | |
| | 試験教科を軽減している | 学科試験を実施しない | その他 | 配慮は行っていない（一般の選抜と同様に実施） |
| 帰国生徒 | 15 (15) | 2 (2) | 22 (23) | 12 (11) |
| 外国人生徒 | 16 (14) | 1 (1) | 27 (25) | 12 (13) |
| <small>※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数を記載。 ※「その他」に該当する内容 ・出題文の漢字にルビを振る ・辞書の持ち込みを許可する ・試験時間の延長 等</small> | | | | |
| ②各学校における特別定員枠の設定状況 | | | | |
| | 特別定員枠を設定している | | | |
| 帰国生徒 | 18 (18) | <small>※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数を記載。</small> | | |
| 外国人生徒 | 16 (14) | | | |
| ③編入学試験の実施方法について | | | | |
| | 学科試験を実施している | 学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している | 学科試験を実施していない（面接・作文等のみ） | その他 |
| 帰国生徒 | 22 (21) | 3 (4) | 3 (3) | 25 (25) |
| 外国人生徒 | 22 (20) | 2 (3) | 2 (3) | 26 (26) |
| <small>※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数を記載。 ※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。 ※全ての表において、()内は前年度の調査結果。</small> | | | | |

このスライドは帰国生徒・外国人生徒の公立高校での入試において行われた配慮の現状です。試験教科を軽減するとか、特別定員枠を設定する等の配慮を行っている都道府県は増えてきていますが、まだ一部にとどまっています。外国人児童生徒等の高校進学を促進するためにも、このような都道府県の取組が広がるよう、文部科学省としても後押ししていきたいと考えています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

学校での受け入れ体制整備

10

これまでは、現状と課題についてでした。ここからは、外国人児童生徒の受入れのために行われている具体的施策をご紹介します。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く～
学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

| 帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策 | |
|---|--|
| 1.指導体制の確保・充実 | <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化（平成26年度～） 義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進 |
| 2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善 | <ul style="list-style-type: none"> (独)教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度） 外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～） 「かすたねつと」（教材等の情報検索サイト）の運営 |
| 3.就学状況の把握、就学の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 「定住外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） 日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を发出（令和2年7月）。年齢層における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別的就学動向等を推進 |
| 4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月） 夜間中学の設置促進（年齢を超えた外国人への対応等） |
| 5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～） 外国人幼児のための就園ガイドを多言語で作成・周知 |
| 外国人児童生徒等教育を進める枠組み | |
| 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和2年7月14日改訂） | |
| 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定） | |
| 中央教育審議会諮問（平成31年4月）※審議事項の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ（現在審議中） | |

文科省としては、一番上の枠にあるように、

- ・小・中学校において、外国人児童生徒等に対して日本語指導を行うため、「特別の教育課程」の編成・実施を行うための制度改正を実施し、平成26年4月から各学校で取り組みが行われるようにしたほか、
- ・日本語指導を担当する教員を配置するため、義務教育諸学校の教員配置の標準を定める法律を改正し、平成29年4月から令和8年までの10年をかけて児童生徒18人に1名の日本語指導に必要な教員の計画的な配置を進めており、さらには、
- ・日本語指導補助者や母語支援員の学校への配置、高等学校での日本語指導やキャリア支援、生活・心理サポートなど包括的な支援、ICTを活用した日本語指導の充実など、学校での外国人児童生徒等指導体制構築に活用できる補助事業を実施するなど、様々な施策を実施してきたところです。

この他、下の欄にあるように、


- ・政府全体の動きとして、入管法等の改正に伴い政府としての外国人材受入れ・共生のための施策を取りまとめた「総合的対応策」の策定（平成30年12月に策定。その後毎年改定）に際し、具体的施策を盛り込んでいるほか、
- ・令和元年に成立した「日本語教育の推進に関する法律」及び、同法に基づき策定された「基本方針」にも取り組みを位置づけ、また、現在は、
- ・中央教育審議会において外国人児童生徒等の教育の在り方に関する議論を行っていただいているところです。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～



予算面では、外国人児童生徒等の教育に関する予算は令和2年度で7億7千万円程度となっており、これは5年前の平成27年度には2億1千万円だったところ、3倍強になっています。来年度予算の概算要求では、自治体の取組に対する補助事業などのニーズも非常に強いことから、大幅に増した12億8千万円を要求しています。「就学前」「義務教育段階」「高等学校段階」それぞれの段階に応じて取り組みを強化しようとしています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

令和3年度要求額 1,175百万円
(前年度予算額 712百万円)  文部科学省

外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の整備

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.5倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.7%、特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は、59.1%である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ることにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・中核市

補助率： 1/3

【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

◆外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

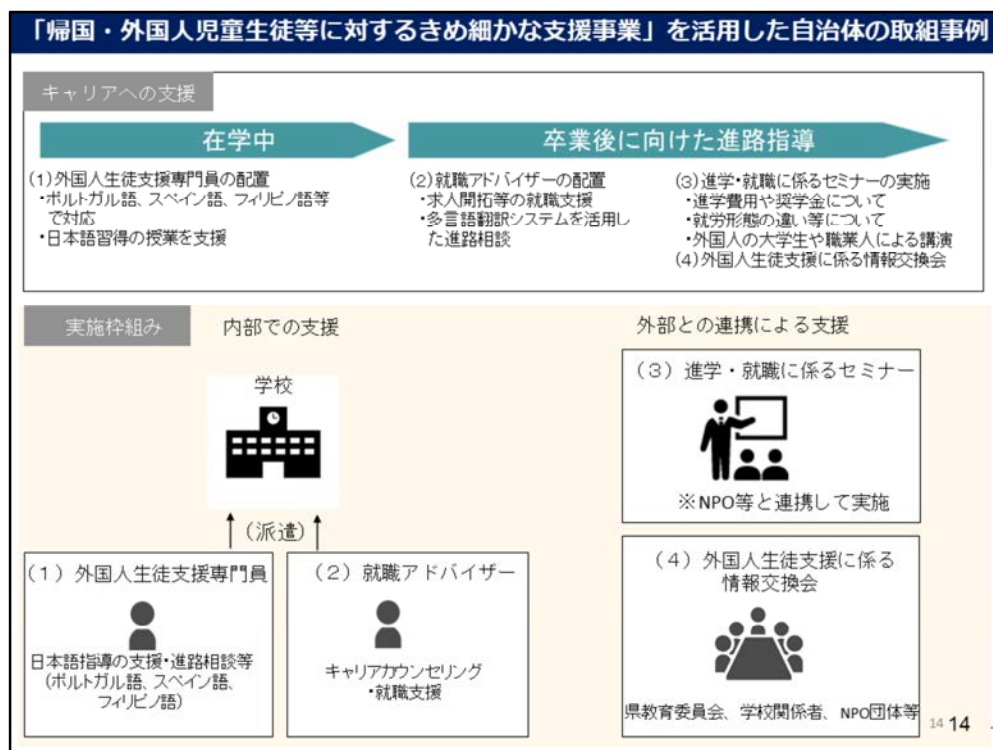
■自治体を実施する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。

13 13

予算のほとんどを占める補助事業についてご紹介します。

- 補助事業は中央付近の角が丸い枠で囲った二つの事業、すなわち、
- ・外国人児童生徒等の受入れや指導を行うための学校の体制整備を行う「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」
 - ・外国人の子供を就学につなげるための「外国人の子供の就学促進事業」となっています。各自治体において、これらを活用いただきながら、外国人児童生徒等の教育の充実のための取組を進めていただいているところです。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～



高校段階についても、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用いただくことができます。ここでは、今年度、この補助事業を活用した三重県における取り組みを紹介します。

同県では、日本語指導や進路相談を行う「外国人生徒支援専門員」や、キャリアカウンセリングや就職支援を行う「就職アドバイザー」を高校に派遣し、日本語指導と卒業後の進路指導の両面でサポートを行っています。また、NPOと連携し、外国人高校生を対象とした進学・就職セミナーの開催や、教育委員会・学校・NPOなどが参加した協議会を開催し、外国人生徒支援のための情報交換を行っています。このような取組の成果を横展開することで、他の地方公共団体での取り組みを促していきたい、と考えています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

これまでに作成した参考資料など

○外国人児童生徒受入れの手引き

(外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○就学ガイドブック

(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

○学校教育におけるJSLカリキュラム

(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm (小学校)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm (中学校)

○外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～

(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

○外国人児童生徒教育研修マニュアル

(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm

○情報検索サイト「かすたねっと」

(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)

<http://www.casta-net.jp/>

15

また、御参考まで、これまでに文部科学省が作成した各種資料をご紹介します。基本的に、学校や教育委員会で活用いただく資料ですが、外国人児童生徒受入れ体制整備の手引や教員研修を企画するためのマニュアルなどを作成しています。これら資料は、すべて文部科学省HPに掲載しており、学校などでの活用を促しています。

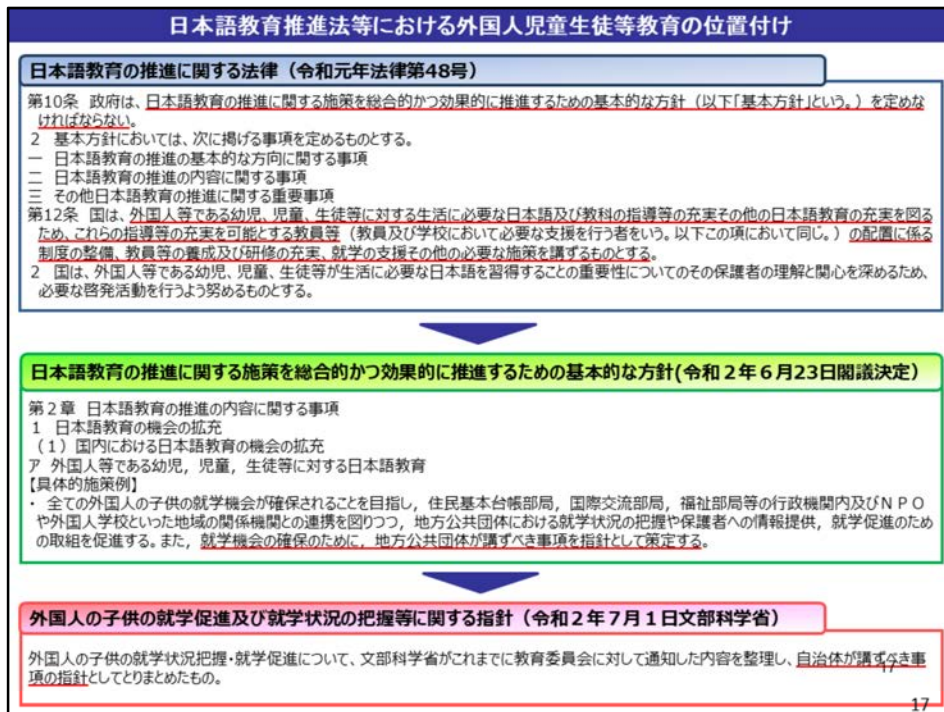
外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

就学促進と進学機会の確保、
その後の継続的な支援

16

ここからは、最近のトピックである外国人の子供の就学促進と高校進学、
その後の進学・就職等に関する取組についてご紹介します。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～



さきほども少し触れましたが、令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が成立・施行されました。この法律は、広く日本語教育の推進のために講ずる施策について定めたものですが、一番上の枠の中にあるように、第12条は、外国人幼児・児童・生徒に対する日本語指導や教科指導の充実、教員の養成・研修の充実、就学支援等について定めています。この法律に基づき、真ん中の枠にあるように、日本語教育の推進のための政府の基本方針が閣議決定により策定されたほか、一番下の枠のように文部科学省においては就学促進の指針が策定されたりしています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項（概要）

（1）国内における日本語教育の機会の拡充
ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導・生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出す

【具体的施策例】

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実（日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など地方公共団体における指導体制の構築） | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上（教員養成段階における取組を推進、地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高等学校における進路指導の提供、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援 ・公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進 ・地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校において、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加え、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり |

18

日本語教育推進法第10条に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が令和2年6月に閣議決定されました。第2章の「1 日本語教育の機会の拡充」「（1）国内における日本語教育の機会の拡充」の「ア」に「外国人等である幼児・児童・生徒等に対する日本語教育」について定められています。ここでは、特に高校段階での具体的な施策例も示しています。太枠で囲った部分をご覧ください。

- ・中学・高等学校における進路指導やキャリア教育の充実
- ・公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮の促進

などが記載されています。

なお、スライドにはありませんが、法律第11条では、地方公共団体に対して、政府の「基本的な方針」を参酌して基本的な方針を定めるよう、努力義務を課しています。今後は、都道府県や市町村において、日本語教育の推進のための基本的な方針を定めるところが出てくるものと思われます。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く ～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) **就学状況の把握**

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) **就学案内等の徹底**

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別的就学勧奨の実施
- プスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) **出入国記録の確認**

- 必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) **就学校の決定に伴う柔軟な対応**

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) **障害のある外国人の子供の就学先の決定**

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) **受入れ学年の決定等**

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) **学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進**

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) **学齢を超過した外国人への配慮**

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) **高等学校等への進学促進**

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

19

基本方針に基づき、文部科学省においては、外国人の子供の就学促進・就学状況把握のために自治体が講ずべき事項を「指針」として取りまとめました。そして、この「指針」を令和2年7月に各教育委員会に通知し、対応を求めました。

「指針」の内容は、外国人の子供の就学状況の把握や学校への円滑な受入れが中心ですが、下の方の赤字でお示ししているとおり、高等学校等への進学の促進についても定めています。そこでは、

・中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から**進路ガイダンスや進路相談等の取組**を実施すること

・公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした**特別定員枠**の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進すること

について明記し、教育委員会の取組を求めているところです。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

高等学校における日本語指導体制整備事業

令和3年度要求額
(前年度予算額)
27百万円
新規)

背景・課題

- ✓ 高等学校において、日本語指導が必要な生徒は10年前から2.7倍に増加（平成30年：4,172名）
- ✓ 日本語指導が必要な高校生の中退率が高い。卒業後の進学率は低く、非正規就職率が高い。

高等学校では教科・科目が多様かつ内容が高度となることもあり、教員にとっても教科等の学習につなげるための日本語指導等の手法等については手探りの状態。これまで義務教育段階を中心に取組まれてきた体系的な日本語指導等のノウハウは蓄積されていない。

⇒ **高等学校における日本語指導を行うための制度整備、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを示すことで状況の改善を図る。**

・中退率 9.6% (全体 1.3%)
・大学等進学率 42.2% (全体 71.1%)
・非正規就職率 40.0% (全体 4.3%)

※日本語指導が必要な生徒の状況(括弧内は全高校生の状況)
【出典】日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に關する調査(平成30年度)等

事業内容

高等学校において、「特別の教育課程」による日本語指導実施に向けた検討を行うとともに、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインを作成する。

- **高等学校における「特別の教育課程」検討会議の開催 5百万円**
 - 高等学校において、取り出しによる日本語指導等を行い単位認定が出来るよう、「特別の教育課程」の導入等について検討を行う会議を開催する。
- **高等学校における日本語指導のための指導資料等作成 22百万円**
 - 教員養成課程を置く大学に委託し、高等学校において、日本語指導と教科指導を統合して行えるよう、JSLカリキュラム(※)を参考としながら、適切なカリキュラム作りができるようなガイドラインを作成する。その際、高等学校の教科・科目の特徴を踏まえて、理数・人文などの大きなまとまりでカリキュラム作りのポイントをまとめるなど、工夫を行う。
 - また、高等学校における日本語指導・教科指導・進路指導等のポイント、学校の指導体制作り、多文化共生・グローバル人材育成の在り方等をまとめた指導の手引きについても、併せて作成する。

(参考)義務教育段階におけるこれまでの取組

- 「特別の教育課程」の編成・実施
(平成26年度に学校教育法施行規則の一部改正等)
 - ①指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
 - ②指導者：日本語指導担当教員(指導補助者を追加することも可)
 - ③授業時数：年間10単位時間～280単位時間までが標準
 - ④指導形態：原則、児童生徒の在籍校における取り出し指導
 - ⑤指導計画等：指導計画や学習評価は学校設置者に提出
- ⇒ 日本語指導の質の向上、組織的・継続的な支援の実現に寄与
- 「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発(※)
(小学校編：平成15年度、中学校編：平成18年度)
 - 小・中学校において日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合して教えるためのカリキュラムを開発・普及。
 - ⇒ 各教科の授業に日本語で参加できる力の育成に寄与

➢ 指導資料を作成し、全国に普及することにより、高等学校における日本語指導や教科指導の充実に資する。

➢ 指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる

来年度概算要求では、高等学校における外国人生徒に対する日本語指導や教科指導を充実するための新規事業についても要求を行っています。

この事業では、

- ・現時点では制度化されていない「特別の教育課程」を高等学校で導入できるか検討すること（そのための会議を開催すること）と、
- ・高等学校におけるカリキュラムづくりや日本語指導・教科指導・進路指導の在り方、高校における体制づくりのための指導資料などの作成を行うことについて、必要な経費を要求しているところです。このビデオが流される頃には令和3年度予算案について、一定の結論が出ているかも知れません。

公益財団法人日立財団

20

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

高等学校卒業後に国内で就労する外国人生徒の在留資格取扱いについて

保護者等に同伴して日本に在留している外国人の子供が、高等学校等卒業後に日本国内で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更が認められます。主な要件は以下のとおりですが、詳細は出入国在留管理庁HPをご覧ください。※本件について入管庁から依頼を受け、文科省が都道府県・指定都市教委に通知。

【出入国在留管理庁HP】http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00122.html

要件

| 定住者 | 特定活動 |
|--|---|
| 我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。 | - |
| 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。 | 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて、日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。 |
| - | 扶養者が身元保証人として在留していること |
| 入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。 | |
| 入国時に18歳未満であること | |
| 就労先が決定(内定を含む。)していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること | |
| 住居地の届出等、公的義務を履行していること | |

21

次に、出入国在留管理庁における取組を紹介します。

保護者に帯同して来日し、在留資格「家族滞在」で国内に在留している高校生が高校卒業後に国内での就職を希望する場合には、「定住者」または「特定活動」という在留資格へ変更することが認められていました。

これに関し、令和2年3月、入管庁から「特定活動」への在留資格の変更について、従来は国内での義務教育終了が要件となっていたところ、高校卒業だけで可とするなどの見直しが行われた旨の通知がありました。

この件については、入管庁の依頼により、文科省から教育委員会等に通知を行いました。高等学校段階では、卒業生の就職を見据えて、在留資格の状況にも留意する必要があります。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

最近の主な動き

22

最後に、国における最近の主な動きについてご紹介します。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

平成30年12月に関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめた。毎年度改訂を行い、令和2年度は7月14日に改訂版が取りまとめられた。

中央教育審議会における検討

中央教育審議会諮問（平成31年4月17日）において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。令和2年10月16日、中央教育審議会総会に「中間まとめ」が報告され、答申に向けて審議中。

有識者会議における検討

令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保等に関する提言を取りまとめた。

外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する文部科学省の施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

23

総合的対応策、中教審での検討、有識者会議での検討、アドバイザーボードの4つについてご紹介します。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

（令和2年7月14日現在）

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。
→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「国民の声」を聴く会等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多岐に受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、書かれた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にしまえ合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

▶ 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成
- 食糧・通信サービスの利便性の向上
- 余剰機材における外国人の口譯機材円滑化のための環境整備（各自治体における好事例の公表・積極的・外国人の有償機材の把握による口譯の適切な管理等）

(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教育未実施の地域における日本語教育施設に向けた支援の強化
- 日本語教師の確保・能力を高める新たな資格である公認日本語教師（資格）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行うためのポイントやその学習方法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な資格性を有する者に限る実施体制の整備・維持等に関する法律に基づく新たな資格の実現

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援施策

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により雇止め等され、実力が継続的であった技能者等に対する雇止め後支援措置の普及な実施、各分野特有の証明状等を踏まえ新たなマッチング方法の検討・実施）
- 地方新卒者交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先発的な取組の積極的な支援（優良事例の取組・模倣奨励）

(2) 特定技能試験の内閣実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容及び技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 労働現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- QDにより実施されている難易度・上級の技能者・ビジネス人材の育成等の支援

(3) 専門的な仲介事業者等の誘致

- QDによる技術能力を測じた難易度・上級の技能者等との連携強化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日本国境の更なる参入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

(4) 外国人の子供に係る対応

- 幼少教育・保育の無償化、高校及び大学の授業料減額制度についての積極的な実施
- 案件地域・設在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実証的な研究の実施
- 学習者用デジタル教材等の活用促進、幼少期の特性を踏まえた規模アロワールの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を旨とした取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の推進
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保（地方公共団体が確保すべき事項の指針の策定を通じ、学習者において外国人の学費の就学支援等一体的に管理・取組めること等の確保）

(5) 留学生の就学等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の適性に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に際し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
- 大学・労働局（ハローワーク）間の協力体制強化等を通じた連携の強化

(6) 適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や就業環境に関する情報発信の強化
- 管理・ITサービス化等の影響を及ぼす外国人労働者向けのハローワークの組織体制の強化

(7) 社会保険への加入促進等

- 医療保険等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における原則一時金の支給と前年額の3年か5年への引き上げ

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

▶ 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえ外国人参入環境整備交付金の対象取組の推進
- 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する適切な支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
- 地方公共団体向けの多言語情報システムの導入ガイドラインの策定等
- 行政機構・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な取組の周知・徹底

▶ 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する協力的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する取組の検討
- 国際交流の豊かな人材の継続的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

(2) 生活サービス環境の改善等

- 災害発生時の情報発信・支援等の充実
- 防災・災害情報に関する多言語対応の防災事業費の活用等における活用促進
- 交通安全対策、事件・事故、教育者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
- 警察に係る制度に関するウェブサイトの設置し、外国語による相談窓口の拡充

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定申請時の取組の円滑化による交付の支援の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 日本語能力試験（JLPT）等の評価表の適応化対策の強化による適切な在留審査の実施
- 留学生の在留管理の徹底
- 留学生の在留管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

(3) 技能実習制度の更なる公正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び技能実習生システムの整備
- 高度な労務管理や実務等による劣悪な取組を防止するための実質的な在留資格の更新

(4) 不法滞在者等への対応強化

- 在留カードの偽造・改ざんを検出するための無料アプリケーションの開発

※ 下線は令和元年12月総合的対応策（改訂）からの変更

24

平成30年の入管法等の改正を踏まえ、同年12月に関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」がとりまとめられました。その後、毎年改訂が行われており、令和2年度は7月に改訂しています。文科省関係部分を赤枠で囲っています。今回の改訂では、外国人児童生徒等の教育に関し、就学促進や高等学校段階における取組の充実に特に留意して記載を行ったところです。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(中間まとめ)のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

第1部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

・社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
・新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の到来

新学習指導要領の着実な実施
↓
ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの在り方

個別最適な学び (「個性に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者側の視点から整理した概念) ← それぞれの学びの在り方 → 協働的な学び

| | |
|---|---|
| <p>指導の個別化</p> <p>○基礎的・基本的な知識等を確実に習得させるため、ICTの活用や専門性の高い教師によるより支援が必要な児童生徒へのより重点的な指導などによる効果的な指導</p> <p>○子どもたち一人一人の特性や学習進度等にに応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行うとともに、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組み態度を育成</p> | <p>学習の個性化</p> <p>○基礎的・基本的な知識・技能や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、専門性の高い教師による個々の子どもに応じた学習活動の提供</p> <p>○自ら学習を調整するなどしながら、その子どもならではの課題の設定、子供自身による情報の収集・整理・分析、まとめ・表現を行う等、主体的に学習を最適化することを教師が促す</p> |
|---|---|

○知・徳・体を一体的に育むため、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の間合いなど様々な場面でのリアルな体験を重んじた学びやICTの活用による他の学校の子供たちとの学び合いなど
○学校ならではの協働的な学び合いや、地域の方々をはじめ多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成

3. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

・これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として継承していく
・教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割である
・一言授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、**どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく**

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

| | |
|---|---|
| <p>○学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する</p> <p>○(学校内外における)連携・分担による学校マネジメントを実現する</p> <p>○これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する</p> | <p>○履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる</p> <p>○感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する</p> <p>○社会構造の変化の中で、持続的に魅力ある学校教育を実現する</p> |
|---|---|

次に中央教育審議会における検討の現状です。平成31年4月に中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問が行われましたが、この諮問の柱の一つに、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置付けられています。中教審では諮問事項について、去る10月に中間まとめが取りまとめられました。現在は、答申に向けて引き続き議論が行われているところです。中間まとめの「総論」の概要がこちらです。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

| 第Ⅱ部 各論 | |
|---|---|
| 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について | |
| <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要 ● キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要 ● 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組 | |
| <p>(2) 指導体制の確保・充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本語指導のための教師等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要 ● 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実 ● 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築 ② 学校における日本語指導の体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築 ● 兼任・兼任等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討 ● 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知 ③ 地域との関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進 ● 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携 | <p>(4) 就学状況の把握、就学促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施 ● 学籍簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど、地方公共団体の取組促進 ● 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受け入れや夜間中学校の入学案内の実施促進 |
| <p>(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教師等に対する研修機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及 ● 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築 ② 教員養成段階における学びの場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討 ③ 日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発 <ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進 ● 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信 ④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等 <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築 ● 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握 | <p>(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援 ● 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、評書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進 ● 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進 ● 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討 |
| <p>(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進 ● 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実 ● 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保 | 26 |

また、こちらのスライドに、外国人児童生徒等の教育に関する部分の抜粋を掲載しましたので、お時間のある時にご覧ください。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く
～学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

| 外国人児童生徒等の教育の充実に係る有識者会議 報告書（概要） | | |
|---|--|---|
| 検討の背景 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らか。 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。 | | |
| 基本的な考え方 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に） 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。 学齢期から様々なルーツを有する子供達がともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。 | | |
| 分野ごとの主な施策 | | |
| | 速やかに実施すべき施策 （可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行） | 実現に向けて取り組む課題 （順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討） |
| 1. 指導体制の確保・充実 | <ul style="list-style-type: none"> 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進 散在地域の指導体制構築に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及 | <ul style="list-style-type: none"> 「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討） 「GIGAスクール構想」の検討と共に、「ICT教材の活用、遠隔授業の実施」等を推進 |
| 2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善 | <ul style="list-style-type: none"> 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成 「かずたねつと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等 | <ul style="list-style-type: none"> 大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討 JSLがキキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討 |
| 3. 就学状況の把握、就学の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成 住民基本台帳等に基づき学齢圏に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討） |
| 4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供し、各地域の実情に応じた取組を促進 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討 外国人学校等を卒業した外国人児童生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討 |
| 5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施 外国人幼児のための就園ガイド等を作成 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進 プレイスール等の取組の更なる推進方策を検討 |

次に有識者会議についてです。文科省は令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に係る有識者会議」を設置し、今後の外国人児童生徒等の教育の方向性などについて議論をいただき、本年3月に報告書をおとりまとめいただきました。具体的御提言内容を資料に書かせて頂いておりますが、この一部は中央教育審議会でも改めて検討いただいています。文科省としても、できるところから順次、実行に移していきたいと考えています。

外国につながる高校生たちの「活躍する力」を拓く～ 学びと就労の実態が問いかける支援のあり方～

| 外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置 | | | |
|--|----------------------------|--------|----------------------------|
| 1. 趣旨 地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。 | | | |
| 2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務 (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言 (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言 (3) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導 (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討 (5) その他 | | | |
| 3. その他 派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。 | | | |
| 4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略） | | | |
| 市川 昭彦 | 大泉町立北小学校教諭 | 武 一美 | (NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長 |
| 市瀬 智紀 | 宮城教育大学教授 | 築橋 博子 | 豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員 |
| 今澤 悌 | 甲府市立大国小学校教諭 | 角田 仁 | 東京都立一橋高等学校主任教諭 |
| 内海 由美子 | 山形大学教授 | 土屋 陸史 | 横浜市教育委員会主任指導主事 |
| 海老原 周子 | (NPO)かりかパートナー（一社）kuriya代表 | 中川 祐治 | 福島大学准教授 |
| 大宮 佐妃子 | 京都市教育委員会副主任指導主事 | 西村 綾子 | 福岡市立松島小学校校長 |
| 川口 直巳 | 愛知教育大学准教授 | 花島 健司 | 港区立筈小学校主任教諭 |
| 小島 祥美 | 東京外国語大学准教授 | 浜田 麻里 | 京都教育大学教授 |
| 近田 由紀子 | 目白大学専任講師 | 原 瑞穂 | 上越教育大学大学院准教授 |
| 齋藤 ひろみ | 東京学芸大学教職大学院教授 | 林 宣之 | 福生市立福生第一小学校校長 |
| 櫻井 敦子 | 浜松市教育委員会主幹指導主事 | 松尾 知明 | 法政大学教授 |
| 櫻井 千穂 | 広島大学大学院准教授 | 村松 好子 | 兵庫県立東はりま特別支援学校校長 |
| 佐藤 郡衛 | 明治大学特任教授 | 森茂 岳雄 | 中央大学教授 |
| 渋谷 恵 | 明治学院大学教授 | 吉田 かさる | 三重県教育委員会研修企画・支援課班長 |
| 菅長 理恵 | 東京外国語大学大学院教授 | 山崎 一人 | 大阪市教育委員会プロジェクトリーダー |
| 高橋 清樹 | (NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長 | | |

28

最後に、アドバイザーボードのご紹介です。文科省では、令和元年度に、日本語指導の専門家や多文化共生の研究者など31名の方に委嘱を行い、「外国人児童生徒等教育アドバイザーボード」を設置しました。アドバイザーボードでは、文部科学省の施策に関する助言はもとより、地方公共団体等からご希望がある場合には、施策や教員研修などの企画立案に関する助言も行っているところです。

ご清聴ありがとうございました。

以上、外国人児童生徒の教育についてご紹介申し上げました。外国人児童生徒等の受け入れについては、今後、さらに多くの地方公共団体で課題になってくことが想定されます。文部科学省としては、予算をしっかりと確保しながら、外国人児童生徒等の教育の充実に係る施策を展開していきたいと考えています。関係の皆様のご協力もぜひお願いしたい、と思っています。この後のシンポジウムで有意義な情報交換が行われることを祈念します。ご清聴、ありがとうございました。